

上越教育大学

いじめ・生徒指導研究センター レポート

Vol.3



上越教育大学いじめ・生徒指導研究センターは、教育機関、学校及び地域社会と連携しながら、いじめや生徒指導等の学校教育の実践に関する諸課題に係る理論的・開発的研究を推進し、学校教育の改善、充実及び発展に寄与することを目的として、令和2年9月1日に設置しました。

「上越教育大学いじめ・生徒指導研究センターレポート」は、本センターの事業活動の紹介及び成果報告を各教育委員会及び小中学校等に対して広く周知することを目的に発行しています。教育現場における研修等でご活用ください。

いじめ・生徒指導研究センター長 高橋 知己

I 事業内容（教育現場との協働に係る主な内容等）

本センターは、現代の社会的な状況を背景にしたいじめ・生徒指導に関する理論的、実践的な研究を行うとともに、教員研修などの支援事業を実施することとしています。

1 いじめ・生徒指導に関する教育研究の推進

学校におけるいじめの実態把握、児童生徒に対するアセスメント等の喫緊の課題を中心に、これまでの事案や生徒指導に関する案件を整理し分析、検討しながら、いじめの早期発見や予防対策に有用な教育研究を推進します。

2 教育機関との連携

研究成果を基に研修資料などを作成し、教育機関と連携しながら教員研修会や講習会に参画し、教育実践に寄与するように努めます。

3 社会への貢献

子どもたちの命を守り、安全安心な学校や社会を築くために、学校教育、家庭教育、社会教育などの取組を推進することで社会への貢献を図ります。

●文部科学省委託事業

いじめ対策・
不登校支援等推進事業

●教育委員会との連携

新潟県教育委員会
村上市教育委員会
妙高市教育委員会
関川村教育委員会

II 所属教員（スタッフ）紹介



高橋 知己 教授
[センター長]

- 専門分野
特別活動・学校心理学
- 連絡先 (E-mail)
tomomi@juen.ac.jp

研究の取組

日本学校心理学会、日本教育心理学会、日本生徒指導学会等に所属しながら、特に学校現場の集団と個人とのかかわり方について、理論的な背景をもとにしながら学校・教室の場における実践的ないじめや生徒指導の諸問題について考えていきたいと思っています。



辻村 貴洋 准教授

- 専門分野
教育制度・地方教育行政
- 連絡先 (E-mail)
tujimura@juen.ac.jp

研究の取組

教育行政学の立場から、どのようにして学習者の権利を保障するか、学習環境の整備が必要か、家庭・地域社会・NPO・フリースクール・夜間中学校など、多様なアクターも含めた公共的な空間づくりに関心があります。また、自治体の子どもの権利条例なども研究対象です。



蜂須賀 洋一 准教授

- 専門分野
生徒指導・人権教育
- 連絡先 (E-mail)
yoichi@juen.ac.jp

研究の取組

法に基づいた、平和で穏やかな学校・学級づくりがテーマです。児童生徒のいじめや暴力に関する民事裁判、また、食物アレルギーや熱中症の事故、津波災害等学校事故に関する民事裁判の判決書を検討し、学校危機管理や生徒指導、安全教育等に活かす研究に取り組んでいます。



寺戸 武志 講師

- 専門分野
教育相談・生徒指導
- 連絡先 (E-mail)
terado@juen.ac.jp

研究の取組

いじめやインターネットに関する問題など、生徒指導上の諸課題に対する一次予防に関心があります。近年は、いじめ防止に繋がる資質・能力を育むための教材やアセスメントツール等に関する研究を進めています。



Ⅲ 所属教員(スタッフ)に係る直近の主な研究・研修実績等



いじめ見逃しゼロのための全校道德の試み

高橋 知己 教授 [センター長]

新潟県や新潟市における不登校児童生徒・いじめ認知件数の増加に胸を痛めている方々は少なくありません。社会総ぐるみでこうした事態を何とか防ごうと学校や地域社会では、いろいろな取組を進めています。本学いじめ・生徒指導研究センターは新潟県教育庁生徒指導課と連携して、いじめ・不登校対策として生活アンケートを実施、回収・分析を行い各学校の取組を支援しています。また、令和6年1月には、教職員向けのコンテンツとして全国に先駆けて「アニメを用いた研修コンテンツ」を作成し公開する予定です。各所での活用に期待したいところです。

こうした取組を通じて機会を得て、今年度は十日町市立中里中学校において、いじめ見逃しゼロのための全校道德を行うことができました。前出の生活アンケートについての分析を報告する中で、生徒たちに主体的にいじめ防止について考える機会を設定できないか、という先生方の声にこたえるかたちで令和5年11月20日(月)に実施することとなりました。当日は複数の学外の参観者がいたり、TV局が取材に入って生活アンケートを実際に生徒が実施する場面や、全校道德の授業風景を撮影したりするなど通常とは違う雰囲気の中で、生徒の皆さんは真剣に講話を聴いたり早期発見の方法を考えるグループ討議をしたりと大活躍でした。

授業後には、取材のカメラの前で、改めていじめ防止の重要性に気づいたこと等の感想を話してくれるなど、一緒に参観されていた先生方も生徒の活躍に驚いたり喜んだりしていました。この授業を通じて気づいたのは、いじめ防止の取組にはやはり生徒の主体性が大きなポイントである、ということです。自らが考え取組むことが、自分たちや友人をいじめから守ることにつながるという意識づけが、いじめの防止には欠かせません。そのための動機づけの在り方や指導のしかたについて私たちも今後ともに考え続けていきたいと思ひます。



1 実践の概要

令和5年11月27日に実施された、加茂市立加茂中学校の全校一斉道徳の授業を紹介します。当日、体育館には同校生徒153名に加え、次年度4月に入学してくる小学6年生(約40名)の姿がありました。また、近隣の住民の方も参観に訪れ、様子を見守っています。

授業の導入として、事前に実施していた学校生活アンケートの結果が示されました。学校生活について、なにに不安を抱いているか、学校に行きたくないと思ったことがあるか、などについて、小学生と中学生の回答の簡単な比較結果が画面に表示されます。これを通して、誰にでも悩みがあり、なかには助けを求めることができず困っている人がいることを確認した後、児童生徒の悩みを一般化したシナリオが、ロールプレイ形式にて展開されていきます。

シナリオ内の主な登場人物は4人おり、それぞれ、勉強に苦手意識がある、人間関係に不安がある、体調が優れない、集団生活が苦しい、というキャラクターが設定されています。授業に参加している児童生徒らは、それぞれのキャラクターのうち、①共感できるのは誰か、②どうして相談できずにいるのか、という2つの課題について付箋に記入し、7～8名ずつの縦割り班で意見交換を行います。グループで出された意見はタブレットに入力し、他の班がどのような意見交換を行っていたかわかるよう、全体で共有を図ります。また、付箋は体育館の壁に貼られた模造紙に貼付し、ファシリテート役の生徒たちが、それぞれのまとめをしていきます。

最後にスクールカウンセラーからの講話として、「SOSを出すことは自分を労ること」とのメッセージがあり、当日の授業はとじられました。なお、この授業はリアルタイムで体育館の様子が見られるよう、学校に来られていない生徒向けにもオンライン配信されていました。そして、シナリオ作成には、悩んでいる生徒たちとの対話を繰り返して作成されてきたことが、参加した児童生徒たちにも伝えられました。

2 開発への思いと経緯

この授業実践は、令和5年度新潟県不登校対策プロジェクト事業の対象校として指定されたことを受け、それまでの加茂中学校の取組を拡大して企画されています。県としても新規の事業であり、当センターとの業務提携も含め、支援する体制が組まれていました。とはいえ、指定を受けてどのような実践を展開していくかは、4月になってから校内で検討が始められました。

この事業の中心となったのは4年目の教員で、今年度は加配枠を活用し、学級担任をもたずに不登校傾向の生徒たちと積極的にかかわりをもてる環境が整えられていました。かかわりをもつ中で、生徒たちの悩みは特別なことではなく、登校してきている生徒たちにも共感できる部分が大いと感じ、シナリオの作成に着手し、6月頃にはプロトタイプが完成しました。このシナリオについては、校内の教職員はもちろん、小学校教員やスクールカウンセラーとも相談しながら修正が図られていきました。この当時、授業の中心課題は、自分たちが、悩んでいる友人らに「どのようなサポートができるかを考える」ことに据えられていました。

徐々にかたちづくられていきつつも、周囲の教員らからは、不安や懸念の声も出されてもいたらしく、7月あたりになって、当センターにも、シナリオの内容に関する相談が寄せられました。センター職員内でも、正解のない実践なので実践してみる価値が大いにあるとする一方で、かえって、支援が必要な生徒たちに対する周囲の目が厳しくなってしまう心配が必要など、見解が分かれたものの、基本的には、素晴らしい実践になりそうだとの感想をお伝えしました。ただし、その際に、この授業の中心的な課題を、「悩みに寄り添う態度を育てる」という支援者としての目線ではなく、「自分も悩みを抱えている当事者である」ことを認識してもらう点に置いてみてはどうか、との意見を添えました。この意見に対して、「悩みがあるのは悪いことではなく、それとどう向き合うか、そして対処する方法にはどんな方法があるのかに気づくこと」をあらためて認識したとの反応をいただき、再度の、シナリオの練り直し作業を経て、いじめ見逃しゼロスクール集会と合わせての実践に至っています。



3 授業後の展開と今後の課題

当日の授業は、センターから2名の職員が参観させていただきました。付箋への記述内容からは、児童生徒の率直な声を書き込まれていると感ぜられるものが多く、2コマ続けての授業時間はあっという間に過ぎていきました。タブレットで共有できるとはいえ、追加の意見交換の時間があればもっと深められたのではないかと、というのが当日参観した感想でした。

ただ、後日になって問い合わせてみたところ、付箋を貼付した模造紙は、一度、市の適応指導教室にも持ち込み、他校の生徒や保護者にも見てもらえるようにしていたそうです。さらに12月現在、その模造紙は加茂中学校の廊下に掲示されており、悩みなどが書かれた付箋の近くに、追加で「相談に乗るよ」などを書き込んでくれる生徒もおり、継続的な実践がなされているとの様子を伺うことができました。また、授業後の児童生徒の反応として、困ったときは誰かに相談する、という部分は確認できたため、今度は、相談された側になったときを想定して、「傾聴」の力を伸ばすべく、学年一斉道徳の時間を設定した実践が展開されています。

今後の課題を伺ったところ、次の3点が挙げられました。

1つ目は、この実践は、加配枠で級外の教職員が確保できたから可能になっており、全校体制で取り組めるよう継続した定数確保が望ましいことです。不登校の児童生徒と適度な距離を保ちつつ寄り添い、そこで把握した実態を活かした授業実践の企画と展開に注力できる職員の存在は、かなり大きなものと言えそうです。

2つ目は、保護者の悩みにどう応じるかは依然として課題であることです。スクールカウンセラーに加え、あまり構えずにおしゃべりができる人と場と空間を設定することが求められます。これには予算措置も必要とされることでしょう。

3つ目は、すぐに結果が出る類いの実践ではないものの、着実に小さなステップアップを図れている実感があるが、この実感を成果として表現することが難しい点です。数値的なデータに置き換えることが困難な実践的な価値を、いかに評価するか、「不登校」という事象をどう捉えるかも含めて、今後の大きな課題となっています。



教員研修「裁判の事例から学ぶ生徒指導上の対応策」2

蜂須賀 洋一 准教授

1 研修の意図

研修「裁判の事例から学ぶいじめ問題の対応策」では、いじめに関する民事裁判の判決書を、教職員研修会に活用できるように開発した教材を使用して、生徒指導の在り方について議論します。判決書には時系列であったかも物語のように経緯が示されています。それは教職員にとってフィクションではなく、現実味を帯びた実際に起こりうる事例です。

生徒指導では、教師の教育的配慮や指導で、当事者の尊厳が傷つき不適切な対応と受け取られることがあります。どうしてこのようなズレが生じてしまうのでしょうか。本研修会では「学校の対応は不適切だ」と訴えられた事例を教材化しています。そして、この教材をもとに具体的なつまづきの原因や対応策等について議論するワークショップ型研修会を実施しています。

2 事例の紹介

「いじめが起きた際に、加害者と疑われた生徒への対応が不適切であるとされた事例」

今回は、中学校で生徒の上靴の底が一部切り取られて中に画鋲を入れられ、接着剤で下駄箱に固定されるといういじめ事件が起きた際に、加害者と疑われた生徒に対する指導・対応が不適切であるとされた事例（佐賀地裁 2013 年 12 月 13 日判決，D1-Law.com 判例体系参照）から、事情聴取の在り方を考えます。

判決では、まず、事情聴取について「生徒の身体又は精神に対して負担となり得るもの」「教諭は当該生徒の心身の健康が損なわれることのないように配慮すべき義務を負っている」とし、「事案の性質、問題行動の程度、生徒の心身の状態等諸般の事情を勘案して、事情聴取として社会通念上相当と認められる方法ないし態様及び限度において許容される」と示しています。そして、本件の問題事案において「生徒から事情を聴取する教育上の必要性は高かった」として事情聴取の必要性を認めます。

その上で「原告の言い分にも真摯に耳を傾けるなど、事情聴取の方法、態様及び限度に細心の注意を払う必要があった」と判示します。そして、「原告が事件に関与したことを前提として、原告の目の前で、事件への関与を否定するのは薄情な行為であると批判」したこと、「原告に対し、事件に関与したと認めなければCが不登校になったり自殺したりする可能性があることを示唆」したこと、「警察を呼んで

原告の指紋を採取してもらうことを示唆」したこと、「原告が事件に関与したと認めない限り事情聴取を終わらせないことを示唆したこと」について問題視します。

そして、このような教諭の言動と、原告の訴えにもかかわらず、潔白を証言してくれる生徒から事情聴取を試みなかった行為等について「原告の言い分に真摯に耳を傾けることなく、一貫して、原告が本件事件に関与したことを前提として、原告の恐怖心をあおるなどしながら行われたものであって、相当な態様において行われたものとはいえない」と判示します。さらに、長時間にわたったことなど他の事情も総合的に勘案し、本件事事情聴取は「社会通念上相当と認められる範囲を明らかに逸脱しているから、国賠法上違法」と判示します。

3 研修会の様子

研修会では、まず、判決書教材の「経緯」を読んで、個人で問題点やその原因、さらに自分なりの改善策について考えます。次に、グループや全体で意見を交流します。これまで、本判決書教材を活用した研修会では、例えば、長時間の聴取や脅迫的な言動、自白や供述の強制、言い分に耳を傾けていないなどの意見が問題点として出されました。また、改善策として、複数での事情聴取や管理職を含めた組織的な対応、オープンな質問など、自分の経験等を踏まえ、様々な意見が出されました。

そして、教材「裁判所の判断」を読んで、今回の事例における事情聴取の国賠法上の違法性の有無を確認します。ここでは、特に「言い分に耳を傾けることなかった」「一貫して、関与したことを前提とした」「恐怖心をあおる」言動などの問題点について確認します。

最後に、本研修会での学びを参考に、いじめが起きた対応策等について考え、自校でどのように具体的に取組むのか意見を交流します。

改訂版『生徒指導提要』（2022）でも、生徒指導における「聴き取り」は注視されています。まず、教職員間で「聴き取り」は何のために行うのか、その目的を共通理解することが大切であると考えます。

【参考文献】

- 蜂須賀洋一（2022）「気をつけたい教師の不適切な言動や対応～学校裁判事例から～」『月刊生徒指導 7月号』52（8），pp.19-23.

1 いじめ予防に向けた研修会

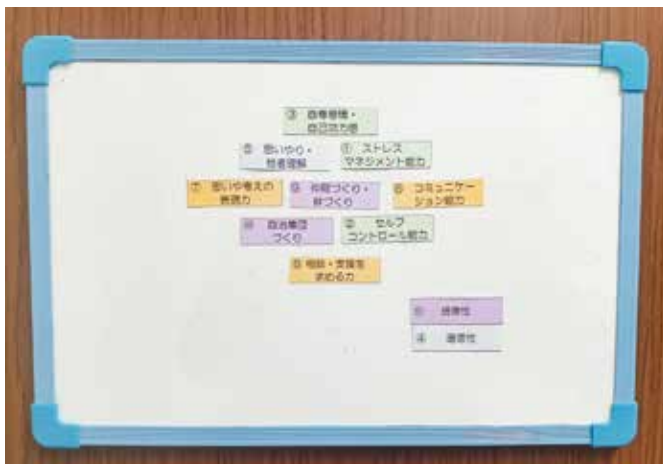
令和5年6月に新潟県内の県立高校・特別支援学校等のいじめ対策推進教員等の先生方約130名が参加して実施された「令和5年度第1回いじめ対策推進教員研修会」において、グループワークを中心としたいじめ予防に向けた研修会を実践させていただきました。

2 グループワークの方法

いじめを防止するためには児童生徒にどんな資質・能力を育てていけばいいのかについて、参加者のみなさんに考えていただきました。今回は、いじめをしない・させない・見逃さないために児童生徒に育みたい11の資質・能力(寺戸・堀井,2015)を題材として「ダイヤモンド・ランキング」と「合意形成」という手法を組み合わせた方法で協議を行っていただきました。「ダイヤモンド・ランキング」とは図1のように1位が1つ、2位が2つと、ダイヤモンド型に順位付けを行う方法です。合意形成とは図2のようなルールに従って協議を行いグループの意思決定を行う方法です。

実施の流れは、まず、11の資質・能力に「とても必要」と思うものから順に個々で順位付けを行います。次に、その個々の考えを持ち寄り4人組のグループで合意形成のルールのもとでダイヤモンド・ランキングを作成し、4人で合意したランキング結果を完成させます。そののち、それぞれのランキング結果をグループ同士お互いに発表しあったり意見交換したりするという流れです。

【図1 ダイヤモンド・ランキング】



3 グループワークのねらい

このワークではグループでの順位付けが直接的な作業となります。しかし、その過程の中で例えば「コミュニケーション能力は大切だとは思いますが、私は自尊心も重要だと思います。なぜなら…」というように順位付けという作業を媒体とすることで自身の意見を主張しやすくなります。また、そこに合意形成のルールが適用されていることで、少数意見や別の角度からの意見なども丁寧に吟味されることが期待されます。

このグループワークのねらいは、「いじめを防止するために現代の子どもたちにどんな資質・能力を育む必要があるのか、それはなぜなのか」について意見交換する中で、今後の自らの教育活動の指針の一端にさせていただくことです。それをそのまま「では意見交換してください」というのではなく、順位付けや合意形成といった方法を取り入れて協議を活性化させる工夫を取り入れたワークです。当センターではこのような教員研修を各学校等に出向いて実施することが可能ですので、是非ともご利用いただければと思います。

【参考文献】

- 寺戸武志・堀井美佐(2015)「いじめ未然防止プログラムの研究—実態調査を踏まえた実践的プログラムの作成—」『兵庫県立教育研修所研究紀要』125, pp.1-12.
- 兵庫県教育委員会(2015)『いじめ未然防止プログラム』[https://www.hyogo-c.ed.jp/~kenshusho/07kokoro/ijimemizen/page1\(2016\).html](https://www.hyogo-c.ed.jp/~kenshusho/07kokoro/ijimemizen/page1(2016).html)

【図2 合意形成のルール】

- ① 全員の考えを最後まで聞く
- ② 違う考えを否定しない
- ③ 多数決では決めない
- ④ 少数意見は貴重なのでよく聞く
- ⑤ 強く意見を言う人の言いなりにならない
- ⑥ 意見を聞いてなるほどと思ったら自分の考えを変える

Ⅳ いじめ・生徒指導に関するオンライン研修講座ビデオ

URL https://www.juen.ac.jp/050about/020campus/001center_library/700rbgc.html

オンライン研修講座

本センターでは、いじめ等への予防や対策への支援の一環として、教育現場での研修会等に活用することを目的に「いじめ等に関する研修講座ビデオ」(1回:30分)をシリーズで作成しています。

利用方法は、次のYouTube、又は本学ホームページ「いじめ・生徒指導研究センター」を検索してご利用ください。

- Vol.1 **いじめの早期発見のために**
<https://youtu.be/tWs6srFkB-w>
- Vol.2 **いじめアンケートを教育相談につなげる
-SCTアンケートの活用-**
<https://youtu.be/KV0z8NBJDUA>
- Vol.3 **「研修」のイメージ転換 -学びのアクティベートへ-**
<https://youtu.be/ndCNy0mgaM0>
- Vol.4 **いじめの裁判事例にみる学校・教師の対応
-お互い様、生徒同士のトラブル?-**
https://youtu.be/YEUI_cFEzfl&t=25s
- Vol.5 **生徒指導の基礎**
<https://youtu.be/-M4hfugTduk&t=256s>

アニメーションによるいじめ防止等 生徒指導に関する研修講座

- 第1章 **改訂版生徒指導提要に学ぶ生徒指導の基礎**
<https://youtu.be/Sp4aH-k3I9s>
- 第2章 **いじめの裁判事例にみる学校・教師の対応**
<https://youtu.be/4HErrxXQ1x0>
- 第3章 **いじめの早期発見のために**
<https://youtu.be/FFUZ7uA5Aoo>
- 第4章 **「研修」のイメージの転換**
<https://youtu.be/azb0nfwTjGc>

大学と教育委員会 及び教育関係機関との連携

連携を軸にした教育相談支援活動のあり方
-大学と教育行政と学校と-
<https://youtu.be/Q5zp1fmJhvE>

⑨ 当サイト(研修講座ビデオ)の内容、テキスト、画像等の無断転載はご遠慮ください。

Ⅴ 所属教員(スタッフ)の派遣

1 講師派遣の申込

研修会等の講師の派遣依頼については、派遣を希望する所属教員(スタッフ)へ事前にメールによりお問い合わせの上、お申し込み手続きをお願いします。

2 研修会等終了後の報告

研修会等が終了しましたら速やかに、実施報告書をご提出ください。各種様式は、本学ホームページ「いじめ・生徒指導研究センター」に掲載しています。ダウンロードの上、ご提出ください。

URL https://www.juen.ac.jp/050about/020campus/001center_library/700rbgc.html

お問い合わせ先

本学ホームページ「いじめ・生徒指導研究センター」を検索し、「フォームで問い合わせる」よりお問い合わせください。

URL https://www.juen.ac.jp/120inquiry/form_rbgc.html



いじめ・生徒指導研究センター



〒943-8512 上越市山屋敷町1番地 上越教育大学いじめ・生徒指導研究センター(研究連携課研究連携チーム)
E-mail: j-rbgc@juen.ac.jp (メール送信時には@を半角にしてください。) FAX: 025-521-3621

リサイクル適性(A)

発行: 令和6年2月

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。